

第 4978 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月 9日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 50%損金算入になる飲食交際費

Q：いわゆる50%損金算入になる飲食交際費とは、どのようなものなのですか？

A：基本的に、いわゆる1人当たり5,000円以下の飲食交際費と同様の取り扱いになります。

【解説】

この制度は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等について適用があるもので、中小法人以外の法人(中小法人についてはこの制度と年800万円の定額控除限度額といずれか有利な方を選択可)に適用されるものです。

対象となる飲食交際費は、いわゆる1人当たり5,000円以下の飲食交際費と同様で、次のような取り扱いになります。

- 得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する飲食費
- ×同一会社内の者だけとする飲食費
- 親子会社の役員間とする飲食費
- グループ会社の役員や社員とする飲食費
- 100%子会社の役員との飲食費
- 海外の子会社へ出向した社員との飲食費
- 得意先への差入れの弁当
- 飲食接待した後の持ち帰り用のお土産
- ×飲食物の贈答
- ×ゴルフ・観劇・旅行等における飲食
- 仕出し、出前、ケータリング
- ×飲食接待する場合に支出する送迎費
- カラオケスナックなどでの飲食費用

